

有栖川宮熾仁親王と出口王仁三郎

落胤問題を実証する (十六)



出口和明

政略結婚

和宮の必死の抵抗も、天皇の譲位の御決意を知っては、どうして崩れざるを得よう。帥宮(熾仁)の御息所にと帝が定められてから一〇年、ようやく成人した今、若宮との結婚準備のために桂御所まで賜わった。名ばかりの婚約と違って、和宮の慕情もひたむきに深まっていたであろう。そうした心情を全く無視したやり方で、幕府は若宮との御縁を強引に、無惨にも断ち切った。天下のためと押し切って、政治の道具としたのだ。

今はただ心のない人形となつて、一身を時勢の狂瀾に投げ捨てるまで……そう思い定める和宮も、しよせんは御所のうちしか知らない一五の姫である。関東はこわい蛮夷の棲む所、西は恋しいお方のいる所、一刻半刻もこの京の地にしがみついていたかかったであろう。東下の時期を亡き父仁孝天皇の一七回忌をすませた明後年とする、せめてもの和宮の願いをめぐって、西

と東との押問答がくり返される。

この頃、江戸市中には鋭い風刺のきいたチヨボクレ節が広がっていた。

ヤレヤレいわずとよけれど、安公(安藤対馬守)なんぞはどうしたものだよ、こんなにつまった世上の騒動知らずにいるかえ……非道がつのつて、忠臣捕らえて、毒害なんぞで諸人が怒つて、これではならんと水戸さん支度で、薩摩も支度で、役人あわてて、姉さん(姉小路)たのんで京都へのぼせて、諸人が怒つて九条(関白)をこせえて、宮さま(熾仁)なんぞの奥さま(和宮)うばつて、(将軍が)聳さまきどりで京都のおかげで大名おさえて、おく病たらたら暮らそうなんぞと、いい気であろうがそれではすむめえ、なんぼたわけの役人ばらでも臣下の義理合、征夷の二字をば知らずばなるめえ。

天皇は趣意書をもって（月日不明）、九条閔白から酒井所司代を通し、幕府に内々で尋ねさせている。

「和宮より御懇願（前述の五箇条の要求）あらせられましたか、天皇も大変お氣にかけられておられるので、まず内談しておくように……」

「……国内人心一致のためにこの度の御縁組がなったのに、徳川のお家安泰のために皇女を申し受け、御所の憂患（攘夷）を捨てておいて武威をもって強引に縁談を整えたのだと、貴賤にかかわらず噂が立っては天下の者どもを屈服させるのはおぼつかない。この度の御降嫁を公武以下の者までみな納得するよう、良い方策を考えるよう……」

「御縁組内定の上は、和宮への御待遇等は、前もって言上に及ぶよう念のため申し入れておくよう……」

「有栖川宮にはぜひなく和宮との御縁談を御違約になったのであるから、後の縁について幕府でもよく含んで勘考するようにとの内々の御沙汰である」

和宮降嫁は、いわば重症にあえぐ幕府のカンフル注射であり、早ければ早いほどよい。明後年ではおそ過ぎるかも知れないのである。九月五日（万延元年）付の老中連署の返答書で、幕府は本年十一月関東下向を主張する。

明年は公方さま（將軍家茂）のお年まわりもよろしくござい

ません。この度の縁談は御長久御繁栄の基でありますのに、年まわりがよろしくなくては後々までも気がかりであります。明後年になりましては、それまで大奥に御主人がないことになり、つまるところ御空殿同様で、実に内外の政治も立たず、臣下一同まことに心配であります。右の事情をよくおくみとり下さいまして、本年十一月に御下向下さいませ。明後年の先帝御年回の節は、御上洛になっても一向にさしつかえございません。そのほかの御箇条は、御好み通りなさって結構であります。

それでも和宮は、ただわけもなく本年下向をかたくなに承知しない。天皇の心は揺れ動き、九条閔白へ申し入れる。

どうしても今年中に入城せよというのであれば、先にも申し入れた通り、まだ幼稚であるが、寿萬宮（一年七カ月）ではどうであろうか。しかしながらこれとても当年中というわけにはならぬ。幼稚のこと故、尚さら、旅立ちできかね、すぐというわけには参らぬが、若狭守（酒井所司代）へしかるべく相談し、関東へ申し達して返答もらうように。（九月一日勅書）

この勅書を酒井所司代は江戸へ達することをせず、九月二日日付で強硬に抗議し、本年十一月下向をあくまで主張する。

和宮さまお好みの御箇条、関東においてははなはだうけいれ

がたい御箇条もありましたが、閣老どもが評議を尽し、まごころをこめて承知したのです。ただ御下向の時期については、明年や明後年では不都合で、どうしても本年十一月下向遊ばされたいよんどころない理由を言上ごんじょうしたのです。いかに和宮さまのお願いとはいいえ、やはりおして明後年と言いはられては、閣老どももどのように思いましよう、とても承服いたしますまい。明後年では差しつかえる次第を返答申し上げたのにそれをどうお聞き取り遊ばされたのか、また明後年御上洛になつてもよいと申し上げているのだから先帝の御追孝のためでもなし、それではぜひ明後年とおおせ出されるわけをぜひとも聞くようにと閣老は申して参りましよう。そんなことで関東と朝廷の間で御往復御押合になりまたまた御隔意をかますこととなつては、せつかくここまで御一和の実が上がつてきたのに、どのようになるかと心配です。

そして「寿萬宮ではどうか」という天皇の思し召しについては「実々もつたいなく存じ上げ奉り候」と言いながら「和宮との御縁組はすでに内定していることで、ただ御下向の時期の一条のみであるから、今さらかわつては実に容易ならぬことだ」とゆずらぬ。

天皇はほとほと困り、九条関白に宸翰しんかんを送つて「……この上は和宮に対して説得する方法もなく、義理合いにおいては上下

の差別もないのだから」と嘆き、「……幕府へどう返事したものと当惑している。その辺をくみとりよろしく処置してもらいたい。この縁組は公武一和の趣意に基づいているのに、度々の往復よりかえつて不和の基源をかましたのでは、心痛のあまり身の置きどころがない」として、解決を九条関白に任じた。

天皇が手を引いたことで、和宮への工作はいくらも容易になつた。九条関白や酒井所司代らの意をうけている人たちが橋本家や桂御所へうかがい、本年下向をうながす。それらの交渉の間に逆鱗ぎせりんにふれたこともあつたのか、「和宮が承知しようとも、この縁談は一切破談にしたい」と天皇がむくれる始末。それでも、関白と所司代の意を受けた長橋ながはしの局つぼねの説得に、ついに折れた和宮は泣く泣く明春の下向を承諾させられる。

※ 長橋の局 宮中の清涼殿から紫宸殿に通ずる廊下を長橋と称し、その傍にあつた局で勾当内侍こうとうないしを指す。勾当内侍は掌侍なしのじょう（内侍）四人中の首位の者で、奏請・伝宣をつかさどる。

それでも明後年の仁孝帝の年回に上洛することは、せつないまでに念を入れていた。その固い約束すら、嫁しての後は泡沫うたかたのようにはかなく消えてしまうのだが。

一〇月六日、関白に下した勅書。

……（和宮は）これまで旅行など思いもよらず、近所の野辺でさえ去歳炎上の時のほかは一度も行かれたことがない。特

に江戸といえは遠路でもあり、途中嶮岨けんそな地もある。当冬下向しもむきといつては嚴寒深雪、寒氣にあたつて体をこわしては本人に氣の毒なのはもちろん、先帝に対して申しわけない。それなのに関東（幕府）で当冬を固執するのは外聞もよくない。明年は年まわりがわるいと関東では主張するが、准后じゆこう（夙子こ）入内ひつとも丁ひつとの年であつたが吉兆もあつたことで、強いてこだわることもあるまい。従つて明春に下向させたいが、関東で承知ならばこれ以上延引することはない。

この時に天皇が改めて出した一五箇条の条件（後に三箇条を削除される）も幕府はことごとく受け、ともかくも降嫁が実現するかに見えた。一月一日には幕府は江戸で諸大名に総登城を命じ、和宮降嫁を公表する。しかし思わぬ出来事が再び事態をこじれさせることになる。

プロシア、スイス、ベルギーの三箇国と新たに条約を結ぶという幕府の言上書を、酒井所司代から九条閔白を通して内奏してきたのである。言上書は一月一〇付であるが、閔白は天皇の氣持ちが察せられるだけにいくら何でも言いだしかね、ようやく奏上したのは二月一日であつた。武家伝奏の広橋光成、坊城俊克から所司代あての書面によると、「主上（孝明天皇）には逆鱗あらせられ、右御縁組の儀を破談にせよとおおせ出されたので、（閔白・議奏・伝奏らが）御破談はいつでもできるからま

ず御延引をなさる方がおだやかでありますとお願ひすると、ではそのようにとおおせられ、このことを伝えるため橋本実麗さねあきらを召された」とある。

ただひたすら攘夷の方向へ進むものと幕府への誠意を期待すればこそ、許婚者の熾仁親王との間を引き裂いてまで、可愛い妹和宮を降嫁させようとする矢先なのだ。それをいかに一時の計策の処置とはいえ、逆に走り出そうとは。破談の前提としての「両三年延期」には天皇の激怒がこめられていよう。

延期の御沙汰を仰いだ和宮は、とびたつような喜びをにじませて、早速に文を奉る。

……昨夜宰相中將（橋本実麗）にておおせいただき候関東ならびに若狭守（酒井所司代）より書とり見せていただき、くわしく伺いまいらせ候。全体最初より遠方さえ困り候う異人往来いたし候よし承り候ことゆえ、かたがたおことわり申し上げ候ところ、さようにもなきよし関東よりも申し参り、またあつき思しめしも伺い、また望むこともみなみな承知にあいなり候ことゆえお請けも申し上げ候ところ、またまたかようなることにて誠に困り困り候ところ、この縁談おやめにも遊ばしいただき候との思しめし、誠に誠にありがたく存じ上げまいらせ候、さようにもあい成り申さず候はば、何とぞ異国人みなみな退散いたし関東おだやかになり候上にも候は

ば、参り候えども、さもなくばはこの縁談おことわり仰せつかわされ候よう、何とぞ何とぞよろしく願ひ上げまいらせ候かしく。

一転、また一転、和宮の運命は東の間に、我が手のとどかぬところできると変わる。窮地に立つた酒井所司代の懸命な朝廷への働きかけでお沙汰書は引戻され、延引は表沙汰にならずじまいとなった。天皇はなだめられ、こじれた縁談もいつしかもとに戻る。一月二二日には將軍正使として酒井所司代が参内、降嫁勅使のお礼をのべている。さらに二五日には納采の礼を行い、幕府より天皇・敏宮・寿万宮・関白・准后・和宮へ御祝儀を進献のほか、「摂家方そのほか堂上の面面地下役人に至るまで」朝臣一同に一万五千両の御祝儀を贈るといふ大盤振舞いである。

和宮東下を予定された文久元年（一八六一）の三月二日に至つて、あれほど降嫁の早期実現をあせつた幕府から、今度は和宮の東下延期を願ひ出た。「今年は氣候が暖かいせいか東海道の山々の雪どけなどで諸川は出水し、とりわけ大井川が満水で飯橋をかけることもできない。中山道の御旅行の方が安全だといふことに関東で評議が一決したので、ただいまから見分の者をつかわしてお道替えの儀定めるが、旅館や道普請などとても春には間に合わぬ」というのだ。だがそれは表面上のいいわけで、

幕府が体面をかなぐり捨てても延期を申し出ねばならぬ、かくれた理由があった。

和宮御降嫁の件は、尊攘論者にとっては幕府攻撃の恰好の材料を提供していた。公武一和のポーズとは逆に、幕府が朝廷に強制した数々の事情が洩れ、彼らを刺激した。さらに幕府が和宮を人質にするのだ、と極言する者までいる。東下の途中で和宮を奪取しようという計画すら噂された。これでは無事に江戸までお連れする自信がもてぬ。

「……かたがた大樹公（將軍）にも御不本意であります、当春御下向の儀はしばらくお見合せ下さい。中山道筋に見分の者を派遣しお道筋がさしつかえないならば、旅館の準備や道普請もそれぞれでき、また水戸浪人どももおいおい召捕り世情も平穩になつた上は関東からお知らせするから、その筋は御下向にないなりたい」と言わねばならなかつたのだ。

四月一九日、和宮の内親王宣下があつた。皇妹を皇女に直しての降嫁である。親王宣下に際して、従来用いられてきた幼称のほか、天皇より諱を賜るのが慣例であり、和宮も「親子」の名を賜わつた。この名の典拠は「君臣正しく、父子親しみ、長幼和て後に礼儀立つ」（『礼記』）にあるという。

七月二日、幕府から駅路の修成を告げて、改めて本年（文久元年）秋九月か一〇月中にと東下を願ひ出るが、今度は和宮が

「先帝の一七回の年忌は明年二月に行われ、その時も上洛する約束だから、短期間しかも寒氣の時分に二度往復することになるので、東下は年忌が終った来春にしたい」と言い出す。攘夷の餌で降嫁を勅許したものの、もとより天皇は和宮をやりたくない。できれば破談にしたいのが真情である。

「和宮の様子を考えるのに実に悲嘆に耐えるのに忍びず、予もその心中を察して落涙している……和宮も持病の足痛でこの節大いに困難し、長途の乗輿もいたしかねるし、宮中も九月頃には公事もあつて混雑するので来年三月頃に東下させたい」と言い出したのが、七月二〇日。また「来年は東方暗剣殺で方位もよろしくない」という関東からの申し出に對しても、「陰陽道の土御門に見させたところ、強いてということでもないので、そう頓着とんちやくするには及ぶまい」と附言する。もらう側やる側それぞれ意志が違えば、都合次第でどんな理屈でもつくのである。激しい交渉が続いたあげく、幕府の強引さに押切られ、八月五日、ようやく一〇月上、中旬下向の決定をみる。

一〇月一七日、和宮隨行の公卿上人が天皇においとま乞い上がったが、夜になってから天皇は岩倉具視・千種有文の二人だけを召し出し、小座敷で謁見した。久我建通・正親町三条実愛が侍座していた。天皇は和宮降嫁のやむを得ない経過と苦しい心境を語り、さらに宸翰を手渡して、「関東に行ったら老中に

面会し、ここに書いておいた事項を問いただし相談してくるよ
うに」と命じた。その内容は容易ならぬ激しいものであった。

……和宮下向の上は公武合体いよいよ夷狄いいてきを退ける所置を頼んでいたのに、思いがけぬことを耳にした。「幕府は和宮を人質にして諸侯をおさえ天下の口をふさいだ上、その後は廢帝の沙汰を及ぼそうと内々で評議していることは間違いない
ません。だから和宮の下向を止められ、形勢をごらんなさいませ。必ず一事起つて是非を決することでしょう。そうなれば幕府はどんな手段に出るかも知れませぬから、かねて非常のお備えがなくてはなりません。その時の御処置かようかよう」とだんだん忠告する者もあり、はじめて驚天動地、言語に絶した。これまでも別に天皇を立て南北朝のように対立させるのだとか、廢帝の企図があるとか、いろいろの噂を聞いたが「みな虚に乘じ奸謀を行うものせいだ」と群臣が言上するので安心してはいたが、今更このような評議が幕府内で行われるようでは、前に聞いた噂もみな嘘ではなからう。実に悲嘆一身の置き所もなく、自分が腹を立てるのは当然のことではないか。

誰が幕府を讒訴したのか不明だが、天皇がこれほどまでに信じるからには、よほど影響力のある者の進言であろう。

……和宮縁組についても一天下一心同力して蛮夷ばんいを防ぐので

なければ夷狄の術中に陥るものと思ひ、ひとえに公武合体を基として妹を下すことにしたのである。和宮は繰返しことわりを申し立て不承引だったのを、酒井所司代と力を合わせ「父兄の命にそむくな」と申し聞かせてようやく納得させたのだが、「兄妹の思いやりもなく、ひたすら私心のために縁組させる」などと和宮はじめ外戚一同から恨みを受け、この頃では「早く下向してこの恨みを晴らす」などと申しているようなことも聞いている。それもこれもみな公武一致、国体を傷つけぬようにと思えばこそなのに、関東ではどうしてこんな情けない振舞をするのか、自分の不徳によるものであるが、ただ嘆息するばかりである。

さらに天皇は幕府の外国に対する態度を非難し、岩倉、千種両人に善処を命じる。

……しかしながら天下の形勢つらつら考うるに、この志願とてもかなわず、かえつてこの上恥辱のほども計りがたきか。天なり命なり。不徳愚昧の質、世に立ちて益なき也。とかく言わんより讓位遁世すべき段、天地に誓い申し立てる間、両朝臣、速かに承知のほど頼み入り候こと。

文久元年一〇月二〇日辰刻、和宮の大行列は京都を出発し、道を中山道にとる。幕府の面子をかけた大デモンストレーションであった。警戒は厳重をきわめ、一二藩が輿を警衛し、二九藩

が沿道を警固した。

前代未聞の大行列を迎える木曾馬籠宿の人たちの様子は、島崎藤村の「夜明け前」にいきいきと描写されている。財政の逼迫した幕府や朝廷にとつてもその出費は莫大な負担であったばかりか、宿駅の疲弊や庶民の難渋は計り知れぬものがあつた。実現不可能な讓位の約束と公武一和の幻を引きかえに、政略結婚の犠牲になつて見知らぬ江戸へ下る一六の少女は、どんな思いで輿に揺られていたのか。

和宮関東下向の途次、詠み残されたと思われる歌数首（『静寛院宮御詠草』）。

旅衣ぬれまさりけりわたりゆく心もほそき木曾のかけ橋
遠ざかる都とすればたびごろも一夜のやども立うかりけり
住み馴れし都路出でてけふいく日いそぐもつらき東路のたび
落ちて行く身と知りながら紅葉ばの人なつかしくがれこそ
すれ

再度はえこそかへらね行く水の清き流れはくみて知りてよ

（敬称略）

